

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

259019



【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 7

【根拠条文】

法第 27 条の 25 第 1 項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

弁護士 高橋 謙



【住所又は本店所在地】

東京都千代田区永田町 2 丁目 13 番 10 号プルデンシャルタワー
東京青山・青木法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
(外国法共同事業)

【報告義務発生日】

平成 18 年 3 月 20 日

【提出日】

平成 18 年 3 月 24 日

【提出者及び共同保有者の総数 (名)】

1 名

【提出形態】

その他

第 1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	森電機株式会社
会社コード	6993
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所
本店所在地	東京都港区高輪 2 丁目 15 番 8 号

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者 (大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	ファーゴ プロフィット リミテッド (Fargo Profits Limited)
住所又は本店所在地	英領バージン諸島トートラ、ロード・タウン、私書箱 146 (P.O. Box 146, Road Town, Tortola, British Virgin Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	/
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2002年9月19日
代表者氏名	アンドリュー・ナン・シェリル
代表者役職	取締役
事業内容	投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 鈴木 香子
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)	5,305,000	0	0
新株引受権証書(株)	A 0	-	G 0
新株予約権証券(株)	B 0	-	H 0
新株予約権付社債券(株)	C 0	-	I 0
対象有価証券カバードワラント	D 0	0	J 0
株券預託証券	0	0	0
株券関連預託証券	E 0	0	K 0
対象有価証券償還社債	F 0	0	L 0
合計(株)	M 5,305,000	N 0	0

信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	0株
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	5,305,000株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	0株

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成18年3月20日現在)	S	224,411,404株
上記提出者の株券等保有 割合（%） (Q/(R+S)×100)		2.36%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		5.77%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年2月14日	新株予約権付社債券	100個 (18,518,518株)	取得	10,000,000円 (行使価額54円)
2006年2月23日	(新株予約権付社債券)	12,441,234株	(取得)	行使価額の修正
2006年2月23日	新株予約権付社債券	30個 (9,287,925株)	処分	新株予約権の行使
2006年2月23日	普通株券	9,287,925株	取得	
2006年2月23日	普通株券	925株	処分	単位未満株の買取 1株当り40円
2006年2月24日	新株予約権付社債券	20個 (6,191,950株)	処分	新株予約権の行使
2006年2月24日	普通株券	6,191,950株	取得	
2006年2月24日	普通株券	950株	処分	単位未満株の買取 1株当り42円
2006年3月8日	普通株券	38,000株	処分	
2006年3月9日	普通株券	6,500,000株	処分	
2006年3月10日	普通株券	4,109,000株	処分	
2006年3月13日	(新株予約権付社債券)	2,757,231株	(処分)	行使価額の修正
2006年3月13日	普通株券	4,831,000株	処分	
2006年3月13日	新株予約権付社債券	30個 (7,633,587株)	処分	新株予約権の行使
2006年3月13日	普通株券	7,633,587株	取得	
2006年3月13日	普通株券	587株	処分	単位未満株の買取 1株当り42円
2006年3月15日	新株予約権付社債券	20個 (5,305,039株)	処分	新株予約権の行使

2006年3月15日	普通株券	5,305,039株	取得	
2006年3月15日	普通株券	39株	処分	単位未満株の買取 1株当り40円
2006年3月20日	普通株券	7,633,000株	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	199,999
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	199,999

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者氏名	所在地

POWER OF ATTORNEY

Fargo Profits Limited (the "Company"), a Company duly incorporated in British Virgin Islands and having its registered office at P. O. Box146, Road Town, Tortola, British Virgin Islands hereby appoints **Ken Takahashi and Kaoruko Suzuki, Attorneys-at-law** of Baker & McKenzie GJB Tokyo Aoyama Aoki Law Office (Gaikokuho Joint Enterprise), Tokyo, Japan being residents of Japan to be its true and lawful Representatives to act for it in its name and on its behalf to do all or any of the following acts with full power of substitution:

1. To prepare and file with the Director General of Kanto Local Finance Bureau under the Securities and Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948, as amended) Bulk Holding Report and its amendments in Japanese language regarding holding of more than 5% shares of common stock, etc. of Mori Denki Mfg. Co., Ltd.
2. To do all other acts, deeds and things whatsoever that may be necessary or appropriate in connection with the aforesaid purposes.

IN WITNESS WHEREOF the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 14th day of February, 2006.

Fargo Profits Limited

By: 
Andrew Nan Sherrill
Director

上記は原本と相違ありません。

弁護士 高橋 謙



(日本語訳)

委 任 状

英領バージン諸島に適法に設立され、その登記上の事務所を英領バージン諸島トートラ、ロード・タウン、私書箱 146 に有するファーゴ プロフィット リミテッド (以下「当社」という) はここに、日本国の居住者であり、日本国東京都の東京青山・青木法律事務所ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) の弁護士である高橋 謙及び鈴木香子を、復代理人の任命権を含む下記事項の一切を行う当社の真正・適法な代理人に任命する。

- (1) 日本国の証券取引法 (1948年法律第25号、改正済み) に基づき、当社による森電機株式会社普通株式等の 5%超の保有に関する日本語による大量保有報告書及び変更報告書を作成し、これを日本国の関東財務局長に提出すること。
- (2) 上記の目的に関連して必要又は適切とみなすその他一切の事項を行うこと。

上記の証として、当社は本委任状に署名を行った。

2006年2月14日

ファーゴ プロフィット リミテッド

(署 名)

アンドリュー・ナン・シェリル

取締役

以上、正訳しました。

弁護士 高 橋

